

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年4月9日

【会社名】 株式会社U B I C

【英訳名】 UBIC, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 守本 正宏

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目12番23号

【電話番号】 (03) 5463 - 6344 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 石井 静太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目12番23号

【電話番号】 (03) 5463 - 6344 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 石井 静太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年4月1日（月）開催の取締役会において、米国NASDAQ（以下「NASDAQ」という。）における当社普通株式を原株とする預託証券（以下「本件ADR」という。）の上場に関連して、本件ADRを米国その他の海外市場において募集（以下「本件ADR募集」という。）することを決議し、同日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出しております。また、同月4日（木）には、当該臨時報告書について、金融商品取引法第24条の5第5項が準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出しております。

当社は、平成25年4月9日（火）開催の取締役会において、オーバーアロットメントの対象となる部分に係る本件ADRが表章する当社普通株式（以下「本件オーバーアロットメント対象株式」という。）を本邦外の者であるMaxim Group LLC及びThe Benchmark Company, LLC（以下、2社をまとめて「主幹事引受証券会社」という。）に対して第三者割当の方法で発行及び募集すること（以下「本件オーバーアロットメント対象株式募集」という。）を新たに決議しました。本臨時報告書は、当社において本件オーバーアロットメント対象株式募集の取締役会決議があったことから、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき提出されるものであります。

なお、当社は、本件ADR募集においてオーバーアロットメントの対象となる部分を除いた本件ADRが表章する当社普通株式（以下「本件原株式」という。）の数を上限とする当社普通株式の発行及び募集（以下「本件原株式募集」という。）に関し、本日付で別途臨時報告書を提出する予定です。また、本件ADR募集決議に伴って提出した平成25年4月1日付臨時報告書の訂正報告書を本日付で提出する予定です。

ただし、本件ADRの発行及び本件ADR募集並びにそれに伴う本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集は、NASDAQにおける本件ADRの上場について、NASDAQより本件ADRのNASDAQ上場承認が得られること、SECその他の関連諸機関からの承認が得られること、及びその他の法令又は規則に基づき必要な手続が完了していることを条件とします。また、これらの手続がすべて完了した場合においても、主幹事引受証券会社がオーバーアロットメントを行わなかった場合には、本件オーバーアロットメント対象株式募集が実施されない場合があります。

（注）本書においては、別段の記載がある場合を除き、米ドルは米国で用いられている通貨を指します。また、日本円金額の米ドルへの換算は、株式会社三菱東京UFJ銀行により参考値として公表された平成25年4月8日現在の対顧客電信売買相場から算出した仲値1米ドル=98.54円によってなされています。ただし、これは、便宜上なされているものであり、将来の換算率を表すものではありません。

2 【報告内容】

（1）有価証券の種類

当社普通株式

（2）発行数

75,000株（上限）

(注1) 本件オーバーアロットメント対象株式が上限まで発行された場合の発行数です。本件原株式と本件オーバーアロットメント対象株式の発行比率は、本件オーバーアロットメント対象株式が上限まで発行された場合、100対15になります。したがって、本件原株式の発行数は、500,000株(上限)となります。

(注2) 当社は、本件ADR募集においては、本件原株式に係る本件ADRの募集において本件ADRの募集価格総額18,000,000米ドル、本件オーバーアロットメント対象株式に係る本件ADRのオーバーアロットメント(以下「本件オーバーアロットメント」という。)による本件ADRの募集において本件ADRの募集価格総額2,700,000米ドルまでの資金調達を予定しています(合計20,700,000米ドル)。ただし、本件ADRに対する需要状況等の事情により、減額されることがあります。

(注3) 本件ADR募集については、具体的な本件ADRの募集数をあらかじめ定めるのではなく、上記注2記載の調達金額(米ドル)を実際に調達できるように本件ADR、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の具体的な募集数が後日決定されます。具体的には、平成25年4月23日(火)から同年4月29日(月)のいずれかの日(以下「発行価格決定日」という。)に決定される本件ADRの募集価格に基づき、本件ADR、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の募集数が決定されることとなります。

(注4) 実際の本件ADRの募集数及び株式の募集数の目安について

本件ADRの募集価格算出の基礎となる当社普通株式の株価を、平成25年4月8日現在の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値4,290円

日本円金額の米ドルへの換算を、株式会社三菱東京UFJ銀行により参考値として公表された平成25年4月8日現在の対顧客電信直物売買相場から算出した仲値1米ドル=98.54円

本件ADRの募集価格におけるディスカウント率を10%

とそれぞれ仮定した場合、1本件ADRが当社普通株式0.2株を表章することから、本件ADRの募集価格は、

$$4,290円 \div 98.54 \times (1 - 0.10) \times 0.2 = 7.84米ドル (小数点以下3桁を四捨五入)$$

と算定されます。

本件ADRの募集価格を7.84米ドルと仮定した場合、本件オーバーアロットメント対象外の本件ADR募集数は

$$18,000,000米ドル \div 7.84米ドル = 2,295,918 ADR (小数点以下切捨て)$$

と算出されます(目安)。本件原株式の募集数は

$$2,295,918 \times 0.2 = 459,183株 (小数点以下切り捨て)$$

と算出されます(目安)。

本件オーバーアロットメント対象の本件ADR募集数が本件オーバーアロットメント対象外の本件ADR募集数に0.15を乗じた数をその上限とするため、本件オーバーアロットメント対象の本件ADR募集数は最大、

$$2,295,918 ADR \times 0.15 = 344,387 ADR (小数点以下切捨て)$$

と算出され(目安)、本件オーバーアロットメント対象株式の募集数は最大、

$$344,387 \times 0.2 = 68,877株 (小数点以下切り捨て)$$

と算出されます(目安)。

以上より、本件原株式と本件オーバーアロットメント対象株式の実際の募集数は、

$$459,183株 + 68,877株 = 528,060株 (目安)$$

と算出できます（目安）。ただし、実際の本件A D R、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の募集数は、これらの数値と異なる可能性があります。

（ 3 ） 発行価格

未定

（注）本件オーバーアロットメント対象株式の発行価格は、本件オーバーアロットメント対象株式の発行価額と同一になります。本件オーバーアロットメント対象株式の発行価格は、米ドル建てで決定される本件A D Rの発行価額に5を乗じた金額となります。

本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の発行価額は、米ドル建てで決定される本件A D Rの発行価額に5を乗じた金額となります。本件A D Rの発行価額は、主幹事引受証券会社が本件A D Rを買い取る際の価額であり、本件A D Rの発行価格（募集価格）から主幹事引受証券会社へのスプレッド分（引受手数料）を減じた金額となります。

本件A D Rの発行価格は、米国市場において、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式によるものとし、発行価格決定日の前日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値（発行価格決定日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）に5分の1を乗じた金額を米ドルに換算した価格を仮条件として、需要状況及びその他の市場動向等を勘案したうえで、発行価格決定日に米ドル建てで決定されます。

（ 4 ） 発行価額

未定（本件オーバーアロットメント対象株式の発行価格と同一になります。）

（ 5 ） 資本組入額

未定

（注）資本組入額は、下記（ 7 ）記載の各資本組入額の総額を本件オーバーアロットメント対象株式の実際の発行数で除した金額とします。

（ 6 ） 発行価額の総額

未定

（ 7 ） 資本組入額の総額

（注）本件オーバーアロットメント対象株式の発行には、資本組入額があります。この場合の各資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増

加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(8) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。当社の単元株数は、10株です。

(9) 発行方法

本件オーバーアロットメント対象株式は、上記(3)に記載の発行価格にて主幹事引受証券会社に割り当てられます。主幹事引受証券会社は、本件オーバーアロットメント対象株式を引き受けた後、The Bank Of New York Mellon(以下「本件預託銀行」という。)に対して本件オーバーアロットメント対象株式を預託します。

(10) 手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

調達する資金の額(いずれも見込額)

本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集の募集価格合計額は、本件オーバーアロットメントがすべて実行された場合、20,700,000米ドル(約2,039,778,000円)となります。募集価格合計額から、主幹事引受証券会社に支払われる手数料及び費用(スプレッド分を含む)、SECへ支払う費用、NASDAQへ支払う費用、米国金融取引業規制機構(FINRA)に支払う費用、印刷費用、法律事務所に支払う費用並びに会計事務所に支払う費用等が差し引かれた金額が、当社の実際の手取額となります。

調達する資金の用途及び支出予定時期

平成26年3月期に予定しているテクノロジーセンター設置、次世代Lit i View開発その他のテクノロジー投資、及びデータセンター拡充その他の投資目的に使う予定です。

(11) 新規発行年月日(払込期間)

平成25年4月30日～平成25年6月15日

(12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所マザーズ市場

(注) 本件ADRはNASDAQに上場される予定です。

(13) 引受人の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項なし

(14) 募集を行う地域に準ずる事項

米国国内

(15) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限が付されている場合における当該制限の内容

該当事項なし

(16) 当該株券を取得しようとする者(以下「取得者」という。)の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

下記(19) - 1 - aに記載のとおりです。

(17) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

下記(19) - 1 - bに記載のとおりです。

(18) 保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

下記(19) - 1 - eに記載のとおりです。

(19) 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

a 割当予定先の概要

Maxim Group LLC

名称	Maxim Group LLC
本店の所在地	405 Lexington Avenue, New York, NY 10174, United States
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし
代表者の役職及び氏名	(役職) Chairman and Chief Executive Officer (氏名) Michael Rabinowitz
資本金	19,800,659米ドル
事業の内容	証券業
主たる出資者及びその出資比率	(主たる出資者) Maxim Partners (出資比率) 約92%

The Benchmark Company, LLC

名称	The Benchmark Company, LLC
本店の所在地	40 Fulton Street, 19th Floor, New York, NY 10038, United States
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし
代表者の役職及び氏名	(氏名) J. Richard Messina
資本金	145,122米ドル(資本準備金含む)
事業の内容	証券業
主たる出資者及びその出資比率	(主たる出資者) Adam Gordon (同社共同CEO) (出資比率) 50%以上

b 提出者と割当予定先との間の関係

Maxim Group LLC

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社が保有している割当予定先の株式はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先が保有している当社の株式はありません。
人事関係		当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。
資金関係		当社と割当先との間には、記載すべき資金関係はありません。
技術又は取引等関係		<p>本件ADRのNASDAQへの上場準備に関し、割当予定先は、平成24年1月4日作成のEngagement Letterに基づき、当社にサービスの提供を行っております。また、本件ADR募集に関しまして、Underwriting Agreement(以下「本件引受契約」という。)を締結する予定です。</p> <p>本件引受契約においては、募集された本件ADRのすべてが投資家により取得されなかった場合、その残余部分を主幹引受証券会社が取得する旨の定めを設けることを予定しています。</p> <p>本件引受契約においては、当社が割当予定先に対して、当社普通株式を新株予約権の目的とする新株予約権の付与(以下「本件新株予約権発行」という。)を行う旨の定めを設けることを予定しています。ただし、本書提出の段階では、本件新株予約権の行使価額をはじめ、募集事項が定まっていないため、当社は、本件新株予約権の第三者割当についての取締役会決議を行っておりません。</p>

The Benchmark Company, LLC

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社が保有している割当予定先の株式はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先が保有している当社の株式はありません。
人事関係		当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。
資金関係		当社と割当先との間には、記載すべき資金関係はありません。
技術又は取引等関係		上記(19) - 1 - b に記載のとおりです。

c 割当予定先の選定理由

当社は、本件ADRのNASDAQへの上場を企図しており、当該上場を実現するために、NASDAQへ上場を行うことに関する知識、経験、実績(特に、テクノロジー関連企業の有価証券の公募、アジアを拠点

とする企業の公募)等を考慮し、Maxim Group LLC及びThe Benchmark Company, LLCを主幹事引受証券会社に選定しました。本件ADR募集を行うためには、主幹事引受証券会社であるMaxim Group LLC及びThe Benchmark Company, LLCを割当先とする本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集を行うことが必要であったことから割当予定先といたしました。

d 割り当てようとする株式の数

発行予定株式数(上限)である当社普通株式575,000株(本件原株式分を含む)のうち、割当予定先が申込みをした数が割当予定先に割り当てられます。

e 株券等の保有方針

割当予定先は、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式のすべてを本件預託銀行に対して直ちに交付します。本件預託銀行は、預託契約に従い、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式を預託財産として本件ADRを発行する預託銀行であり、本件ADRを保有する投資家のために本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式を保有し続けます。ただし、預託契約の規定に従い、本件ADRを保有する投資家が、本件ADRに代えてその表章する当社普通株式の交付を請求して交付を受けた場合などはこの限りではありません。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先である主幹事引受証券会社が当社に対して払い込む金額は、本件ADR募集価格の総額からスプレッド分を控除した額であり、投資家から割当予定先に対して本件ADR募集に際して支払われる金銭をその原資とします。

当社は、Engagement Letter 作成日以降の本件ADRのNASDAQ上場に向けた割当予定先による当社へのサービス内容、割当予定先が米国金融取引業規制機構(FINRA)に加入しており本件ADRのNASDAQ上場に向けた当社へのサービス内容を含めてFINRAによる一定の監督下にあることを確認することにより、本件ADR募集が確実に実行され、それに伴い、割当予定先が上記原資を確実に取得し、当社に対して確実に支払いを行うものと見込んでおります。したがって、当社は、基本的に本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の引受価額の総額の払込みについて、確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)(以下「割当予定先等」という。)が、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではなく、かつ、反社会的勢力とは一切関係ないことを、割当予定先が表明し保証した書面を入手することにより、割当予定先等が反社会的勢力と関係するものではことを確認しました。また、主幹事引受証券会社は、いずれもFINRAに登録している金融機関であることを確認しております。

2 株券等の譲渡制限

割当予定先に割り当てられる本件オーバーアロットメント対象株式に譲渡制限はありません。

3 発行条件に関する事項

a 発行条件の合理性

当社は、本件A D R募集に伴って発行される本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の合計数を、上記(2)(注4)に記載のとおり、528,060株(議決権52,806個)を目安としています。この数値に基づく場合、本件A D R募集に伴って発行される本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の発行合計数は、平成25年4月8日現在の当社の発行済普通株式総数3,193,136株(総議決権数319,285個)に対する割合が16.54%(平成25年1月4日時点の議決権における割合16.54%)となります。

当社は、本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集が以下の理由により必要であり、かつ、それらに伴って発行される当社普通株式の数量及び希薄化の規模がいずれも合理的であると考えております。

当社の米国内での信用力及びブランド力の向上並びに当社の米国市場その他の海外市場における新たな投資家層の獲得に資すると考えている本件A D R募集のために必要な株式募集であること。

当社の技術力向上及びグローバル・インフラストラクチャーの充実のために投資を行い、当社の成長に資する本件A D R募集のために必要な株式募集であること。

本件A D Rに十分な流動性を創出させる観点から必要な株式募集であること。

b 有利発行に該当しないことに関する説明

本件オーバーアロットメント対象株式の発行価額は、米ドル建てで決定される本件A D Rの発行価額に5を乗じた金額となります。本件A D Rの発行価額は、主幹事引受証券会社が本件A D Rを買い取る際の価額であり、本件A D Rの発行価格(募集価格)から主幹事引受証券会社へのスプレッド分を減じた金額となります。

本件A D Rの発行価格は、米国市場において、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式によるものとし、発行価格決定日の前日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値(発行価格決定日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)に5分の1を乗じた金額を米ドルに換算した価格を仮条件として、需要状況及びその他の市場動向等を勘案したうえで、発行価格決定日に米ドル建てで決定されます。

したがって、本件オーバーアロットメント対象株式の発行価額は、日本において一般的に行われているブックビルディング方式と同様の公正な方法に基づいて決定されうるものであり、当社は、本件原株式の発行価額による本件原株式の発行が会社法の定める特に有利な金額による発行には該当しないものと判断しております。

4 大規模な第三者割当に関する事項

該当事項なし

(注) 本件A D R募集に伴って発行される本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式がそれぞれ上限まで発行されたと仮定した場合(合計575,000株)、本件A D R募集に伴って発行される本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の発行合計数は、平成25年4月8日現在の当社の発行済普通株式総数3,193,136株(平成25年1月4日時点の総議決権数319,285個)に対する割合が18.01%(議決権における割合18.01%)となります。

5 第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
守本 正宏	東京都港区	692,040	21.67	692,040	18.60
Maxim Group L LC及びThe Benc hmark Compan y, LLC (保有割合は未定)	405 Lexington Avenue, New York, NY 10174, United States 及び 40 Fulton Street, 19th Floor, New York, NY 10038, United States	0	0	528,060	14.19
株式会社フォーカスシステ ムズ	東京都品川区東五反田2丁 目7-8	298,472	9.35	298,472	8.02
池上 成朝	東京都港区	272,240	8.53	272,240	7.32
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8 -11	268,100	8.40	268,100	7.21
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11 -3	126,490	3.96	126,490	3.40
林 純一	東京都墨田区	66,000	2.07	66,000	1.77
ステート ストリート バン ク アンド トラストカンパ ニー 505041 (常任代理人 香港上海銀 行東京支店)	東京都中央区日本橋3丁目 11-1	50,000	1.57	50,000	1.34
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス ア カウント (常任代理人 みずほコー ポレート銀行決済営業部)	東京都中央区月島4丁目 16-13	45,000	1.41	45,000	1.21
神林 忠弘	新潟県新潟市	42,800	1.34	42,800	1.15
計	-	1,861,142	58.29	2,389,202	64.21

(注1) 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年1月4日現在の株主名簿を基準として記載をしております。よって、必ずしも本書提出日の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合を反映しているものではありません。

(注2) 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の発行数が上記(2)(注4)記載のとおり528,060株(議決権数52,806個)であると仮定して計算しました。

(注3) 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合

は、小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁までの割合を記入しました。

6 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項なし

7 その他参考になる事項

該当事項なし

(20) その他の事項

発行済株式総数及び資本金の額（平成25年4月8日（月）現在）

発行済株式総数 3,193,136株（いずれも普通株式）

資本金の額 602,993,000円

安定操作に関する事項

該当事項なし